

意 見 書

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い大学が講じようとする「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」に関する意見は下記のとおりです。

記

「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」に関して、事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下に示す5つの措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずることが求められています。

【選択して講ずべき措置】

- ①始業時刻等の変更、②テレワーク等(10日以上/月)、③保育施設の設置運営等、④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇、⑤短時間勤務制度

本学においては、①、③、及び⑤の3つを選択し、先述の措置とすることを検討しているとのことですが、この件に関して下記のとおり意見を述べさせていただきます。

先ず、始業終業時刻の変更については、事務職員（常勤）だけでなく全職員に適用できるよう、就業規則の改正を予定しているとのことで、こうした改正に賛同いたします。その一方で、時差出勤等による勤怠管理の複雑化にともなう、集計ミスや処理の遅滞等が発生しないよう、適切な運用体制の構築を求めます。

あわせて、小学校就学後においても、学校に慣れるまでに時間がかかるとともに、保育園に預けていた時にはできていた仕事と子育ての両立が難しくなる、いわゆる「小1の壁」の存在を懸念する声もあります。こうした実情を踏まえ、当該措置の対象時期を「小学校就学前」から「小学校就学後最初の夏休みまで」拡大するといった柔軟な対応をご検討いただければ幸いです。

加えて、短時間勤務制度については、常勤職員と同様に、有期雇用職員にも対象範囲を拡大すべく、就業規則の改正を予定しているとのことで、この件について異論ございません。

その際、短時間勤務制度には、一日の所定労働時間を原則6時間とする措置が含まれていますので、時短勤務者をサポートする周囲の勤務者に負荷がかからないよう、適切に人員を配置する等の対応を求めます。

最後に、「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」に関しては、対象労働者への個別周知・意向確認が義務化されますので、遗漏なくこれが行われるようお願いいたします。

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 准教授

氏 名 吉岡宏祐 印